

平成 30 年 2 月 16 日  
日 本 銀 行

日本銀行の役員退職手当の改訂について

日本銀行では、「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 79 号）が施行され、特別職国家公務員の退職手当の支給水準が引き下げられたこと等を勘案し、「日本銀行における役員の給与等の支給の基準」の一部を別紙のとおり変更し、役員退職手当を 3.5%引き下げることとしました（平成 30 年 3 月 1 日実施）。

以 上

「日本銀行における役員の給与等の支給の基準」中一部変更

○ 附則 2. を横線のとおり改める。

2. 役員退職手当の調整

平成 ~~30~~30-~~2~~5年 3 月 1 日以降に退職する役員の退職手当は、当分の間、この基準の 6. の規定により計算した金額に百分の ~~83.7~~83.7 を乗じた上で、百分の 100.3 を乗じた金額とする。

○ 附則 3. を削る。